

別紙 2

下関市観光案内機能強化実証事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

多様化、複雑化する国内外の観光客のニーズに応じた「受入体制の強化」は、本市観光振興における喫緊の課題である。そのため、本実証事業を通じて、案内機能の強化に向けた課題等を洗い出し、効果検証を行うことで、今後の施策検討につなげる。

また、適切な観光案内を行うことで、観光客にストレスなく快適な滞在時間を提供し、本市への来訪満足度の向上を図る。

2 事業概要

- (1) 業務名 下関市観光案内機能強化実証事業
- (2) 業務場所 下関市内ほか
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙1「下関市観光案内機能強化実証事業業務委託仕様書」のとおり

3 予算（見積り限度額）

4, 235, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 日程（予定を含む）

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年7月16日（水）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年7月30日（水）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年8月1日（金）発送
- (4) 質問の受付期間 令和7年7月16日（水）から
令和7年7月25日（金）まで
- (5) 質問に対する回答 令和7年8月1日（金）まで
- (6) 提案書提出期限 令和7年8月21日（木）まで

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の

- 措置を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
 - (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- 参加申込書（様式第1号） 1部
- 参加者の概要（様式第2号） 1部

(2) 提出先

下関市観光スポーツ文化部観光政策課（事務局）

(3) 提出方法

電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※「(1) 提出書類」について、必要事項を記入の上、PDF化し、電子メールにより送付すること。

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(4) 提出期限

令和7年7月30日（水）17時00分まで必着

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年8月1日（金）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年8月5日（火）正午までに電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。なお、次に掲げる場合に該当する

ときは、本プロポーザル審査への参加を無効とします。

- (ア) 本要領中の「5 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- (イ) 提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 任意様式
- イ 提出方法 電子メール(着信確認の連絡を行ってください。)
- ウ 受付期間 令和7年7月16日(水)から
令和7年7月25日(金)まで必着
- エ 提出先 下関市観光スポーツ文化政策課(事務局)

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール
- イ 回答日 令和7年8月1日(金)までに回答

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書(任意様式) 正本1部、副本6部

(2) 提出期限

令和7年8月21日(木) 17時00分まで必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は責めを負わないものとします。

(4) 提出先 下関市観光スポーツ文化政策課(事務局)

(5) 提案書の作成方法

表紙及び目次のほか、別紙1「下関市観光案内機能強化実証事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、次に掲げる事項を記載してください。

ア 提案の概要

本業務の業務内容全般について、わかりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

イ 提案の内容

仕様書の「5 業務内容」に掲げる(1)～(6)についての具体的実施方法及びその考え方を記載すること。

ウ 運営体制及びスケジュール

本業務を遂行する総括責任者及び担当者を指定するとともに、それらの者の資格及び経験等を記載し、運営体制及び業務スケジュールを具体的に示すこと。

エ 参考見積書

本業務の実施に必要な経費を具体的に記載すること。ただし、見積り限度額を超える提案があった場合は、失格とします。

オ 類似業務の実績

過去に国及び地方公共団体等から類似業務を受託した実績がある場合は、業務内容（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載すること。

カ 留意事項

(ア) 1者1提案とします。

(イ) 用紙の大きさはA4版とし、左上端1箇所をホッチキス綴じすること。ただし、図表等についてはA3版で折り込みも可とします。

(ウ) 目次及びページ番号を付し、正本の表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、代表者印を押印すること。副本の表紙には、提出月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。

(エ) 提案書は、正本の表紙を除いて、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

(オ) 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

(カ) 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は、自由とします。

9 プレゼンテーションの実施

下記のとおり、提案書の説明を行うプレゼンテーションを実施します。

(1) 実施予定日

令和7年8月28日（木）

(2) 実施予定場所

場所：下関市商工業振興センター3階 第3研修室

住所：山口県下関市南部町21番19号

(3) 実施要領

ア 出席者は、提案書に記載された担当者を含み、最大3名までとします。なお、オンラインでの参加も可能とし、この場

合は出席者人数には含まないが、必要な機器等は各自準備すること。

イ プレゼンテーションは1者約45分以内（説明30分、質疑15分程度）を想定し、順次個別に行います。

ウ プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局まで連絡すること。また、ノートパソコン等のプレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意してください。

なお、プロジェクター、スクリーン等については事務局で準備します。

エ プレゼンテーションの順番は、事務局が提案書を受理した順番とします。

オ 日時・場所等の詳細については、別途通知します。

カ プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

10 審査

(1) 評価の基準

別紙3「下関市観光案内機能強化実証事業業務委託プロポーザル評価基準」のとおり。

(2) 候補者の選定方法

ア 市が設置した下関市観光案内機能強化実証事業業務委託プロポーザル選定委員会が、評価基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容を公平かつ客観的に審査します。

イ 各評価項目において、最高点かつ最低点をつけた審査委員の点数を除いた合計点（同一の項目において、最高点又は最低点をつけた審査委員が複数いた場合は各いずれかの1名の点数を除く。以下「評価点」という。）を算出し、全ての評価項目における評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とします。

ウ 上記イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には、審査委員の多数決により候補者として選定します。

エ 各評価項目において、評価点の平均が配点の50%未満の場合は、候補者として選定しません。

オ 上記にもかかわらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しません。

カ 提案書の提出が1者のみでも審査は実施しますが、評価が上記の水準に達しないときは、候補者として選定しません。

キ 失格者を除き、順位得点の合計が最も高い提案者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。

ただし、その提案者と合意に至らない場合は、順位得点の合計が次に高い者と交渉を行います。

11 審査結果について

- (1) 審査結果は全ての提案者に電子メールで通知します。なお、審査結果及び経過に関する問合せ、又は異議等については、一切応じません。
- (2) 選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市ホームページ（事業者の方へ＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋＞プロポーザル情報）に公表します。
 - ア 所管課及び業務名
 - イ 企画提案者数
 - ウ 候補者の名称及び総合点

12 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとしします。

13 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとしします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとしします。

14 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は、返却しません。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

- ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。
 - エ 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。
 - オ 書類持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前9時から午後5時の間に受け付けます。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
 - (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
 - (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 参考見積りの金額が見積り限度額を超過した場合
 - (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
 - (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
 - (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

15 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市観光スポーツ文化部観光政策課 担当：田中、矢田
〒750-8521 下関市南部町1番1号
電話 083-231-1350 ファクシミリ 083-231-1853
電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

16 施行期間

本要領は、令和7年7月16日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。